

令和3年1月25日

町民各位

小値賀町

ごみ焼却場再稼働の予定について

ごみ焼却場はダイオキシン類基準値超過により、11月25日から稼働を停止しています。

令和2年12月14日の文書にて、焼却場の再稼働は1月下旬を見込んでいると周知しておりましたが、昨年末の改善工事の後に実施したダイオキシン類再測定の結果、再度ダイオキシン類基準値超過となりました。

そのため、1月末に再度、施設の詳細調査を行い、その結果に基づいて、再度の改善工事とダイオキシン類再測定を実施しなくてはならず、今のところ、**焼却場の再稼働時期については、未定となっております。**

焼却場再稼働対策と並行して、可燃ごみの町外への一時搬出も検討しています。その場合は、ごみ袋の大きさを40cm×40cm以下で統一する必要がありますので、その時は、町民皆様のご協力をお願いいたします。(町外への一時搬出の場合は、防災無線等で周知します。)

今後の焼却場再稼働については、詳細がわかり次第、文書等で町民皆様への周知を図ってまいります。

長期に渡り、町民皆様には多大なご迷惑をお掛けしており、誠に申し訳ございません。

なお、ごみ置場での回収は通常通り行っておりますが、可燃ごみを最終処分場へ直接持ち込む場合は有料となりますので、ご注意ください。

小値賀町のごみ焼却場は老朽化が著しいため、令和4年4月から『可燃ごみの新上五島町への搬出』を計画しています。それに伴い、ごみ袋の有料化も検討中です。そのため、生ごみ処理機への補助も、引続き実施中です。

町民の皆様には今後とも『ごみの減量化』にご理解と、ご協力の程よろしくお願いいたします。

役場建設課 環境衛生班 (TEL 56-3111)

